



発行 東京都

目次

告示

○特定計量器定期検査の実施 (三件) ……

告示 (消)

○たき火禁止区域の指定 ……

公 告

○街並み再生地区の指定 ……

○土地区画整理組合の理事の失職 ……

告 示

●東京都告示第千四百三十九号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年十一月二十五日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 杉並区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年一月十二日から同年三月二十六日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第千四百四十号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年十一月二十五日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 墨田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年二月八日から同年三月二十九日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千四百四十一号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年十一月二十五日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 墨田区、世田谷区及び杉並区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える

る非自動はかりを併せて使用する事業所の
検査対象物を除く。

三 検査期日
令和三年一月十二日から同年三月二十九日
まで(東京都の休日に関する条例(平成元
年東京都条例第十号)に定める休日を除
く。)

四 検査場所
特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在
の場所

五 指定定期
検査機関
の名称
一般社団法人東京都計量協会

告 示 (消)

●東京消防庁告示第18号

消防法(昭和23年法律第186号)第23条の規定により、
たき火禁止区域を次のように指定する。

令和2年11月25日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

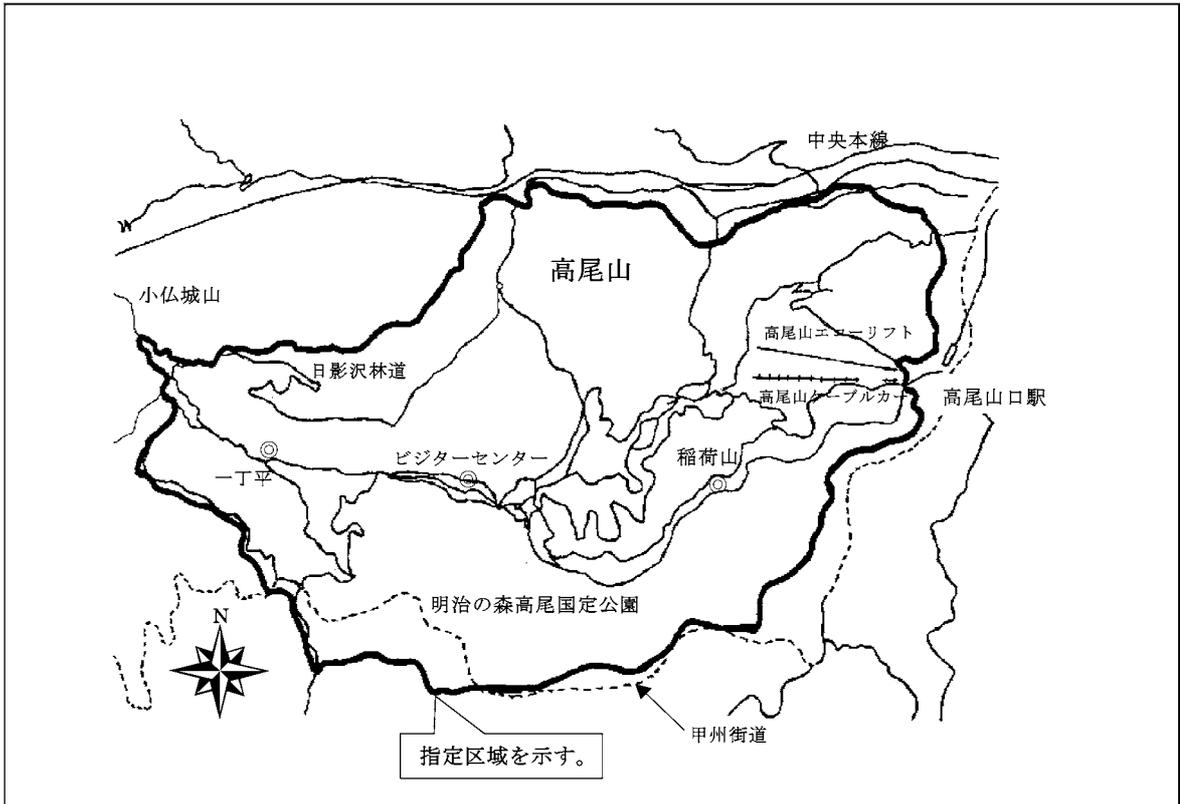
1 指定区域

八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町(明治の森高
尾国立公園指定区域に限る。)の区域(別図の太線内の
部分)

2 指定日時

令和2年12月31日午前10時から令和3年1月3日午後
3時まで

別図



公 告

街並み再生地区の指定について

東京のしなれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第六条第一項の規定に基づき、街並み再生地区（以下「地区」という。）を指定したので、次のとおり公告する。

令和二年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置、区域及び面積

外神田一丁目南部地区

千代田区外神田一丁目地内（別図のとおり）

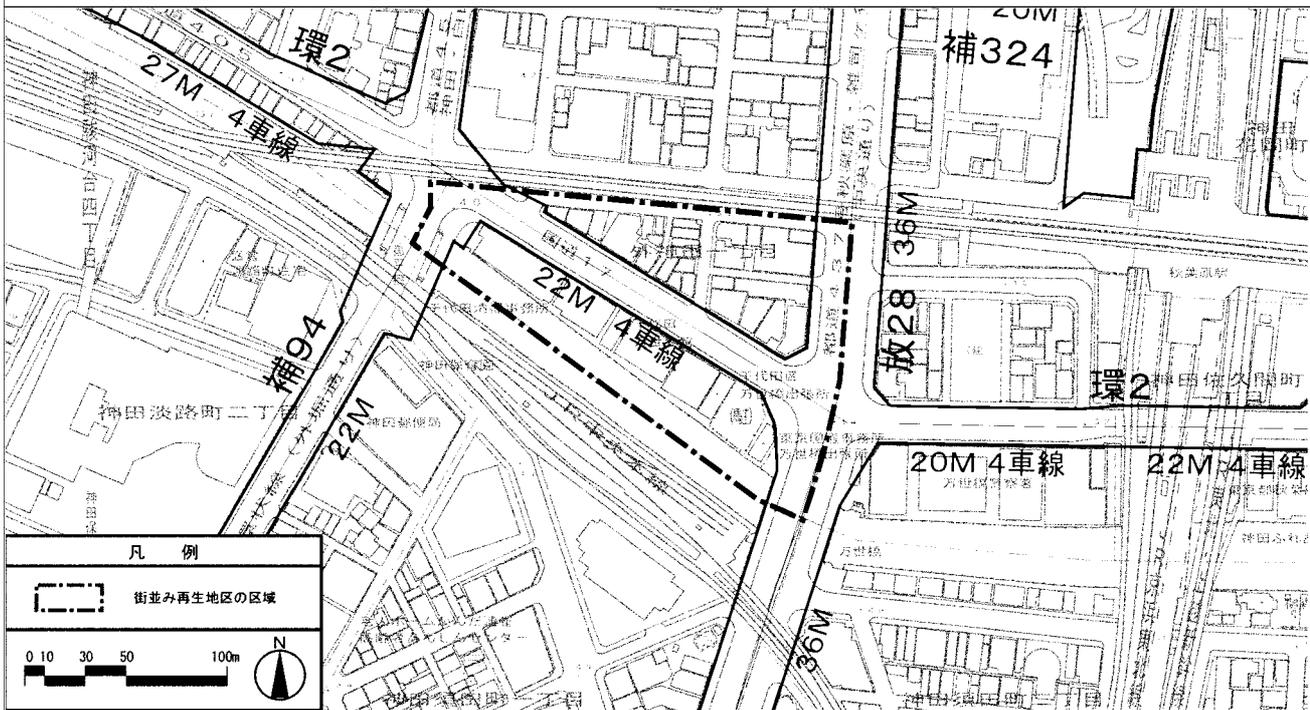
約一・九ヘクタール

二 指定年月日

令和二年十一月二十四日

別図

外神田一丁目南部地区 街並み再生地区 区域図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都基交審第289号 令和2年2月26日、（承認番号）31都基交審第103号 令和2年2月26日、（承認番号）31都基街都第275号 令和2年2月28日、（承認番号）31都基交審第45号 令和2年2月28日

土地区画整理組合の理事の失職について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九
九条第一項の規定により野津田東土地区画整理組合理事長
村野幸司から次に掲げる者が令和二年十月二十八日付けで
理事を失職した旨の届出があったので、同条第二項の規定
により公告する。

令和二年十一月二十五日

東京都知事 小池百合子

氏名 住 所

近藤 徳彌 町田市野津田町二千八百二十三番地

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

